

碧南市統合内部情報システムリプレイス仕様書

令和8年7月

碧南市
企画政策課 デジタル推進室

1	件名	1
2	利用期間	1
3	本事業の目的	1
	(1) 背景	1
	(2) 目的	1
	(3) 具体的な目標	1
4	本事業の基本的な考え方	2
5	本事業におけるサービス利用の範囲	3
6	作業内容	3
	(1) スケジュール	3
	(2) スケジュール策定の留意点	3
	(3) サービス利用に係る支援作業	3
7	利用開始支援に係る納品物等	4
	(1) 納品物	4
	(2) 納期	5
	(3) 納品場所	5
8	本事業サービス要件	5
	(1) 本事業要件	5
	(2) 出力物要件	5
	(3) 外部インタフェース要件	6
	(4) 本事業パッケージ要件	6
	(5) 作業要件	9
9	ネットワーク要件	10
10	規模要件	10
	(1) クライアント端末・プリンタ・その他周辺機器	10
	(2) 拠点（サービスを利用する拠点）	10
	(3) データ件数	10
11	信頼性等要件	11
	(1) 信頼性要件	11
	(2) 拡張性要件	12
	(3) 上位互換性要件	12
12	サービスレベル	12
13	情報セキュリティ要件	12
	(1) 権限要件	12
	(2) 情報セキュリティ対策	12
14	テスト要件	13

1 5	移行要件	13
(1)	システム移行要件	13
(2)	データ移行要件	13
(3)	教育に係る要件	14
1 6	運用・保守要件	15
1 7	作業体制及び方法	15
(1)	構築体制	15
(2)	保守・運用体制	16
(3)	体制検討上の留意事項	16
(4)	会議計画	16
1 8	特記事項	16
(1)	関連法規	16
(2)	権利著作権	16
(3)	守秘義務	17
(4)	瑕疵担保責任	17
(5)	費用負担等	17
(6)	その他	18

1 件名

碧南市統合内部情報システムリプレース

2 利用期間

契約締結日に稼働した本事業システムのサービスの利用開始月から
5年間（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
（想定期間：令和9年8月1日～令和14年7月31日）

3 本事業の目的

(1) 背景

近年、インターネットをはじめとした情報通信技術(ICT)の発展はめざましく、市民生活、教育などあらゆる場面で活用され、高度情報化社会が実現されつつある。一方で、地方分権の進展、少子高齢化、安全・安心や健康志向の高まり、循環型社会への転換など、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化し、多様化した市民ニーズやライフスタイルに対応した行政サービスを展開していくことが求められている。こうした中、政府は、地方自治体に対し、電子自治体の実現を目指し、情報通信インフラの整備や情報セキュリティの確保、電子申請、電子調達等といった新たな情報化事業の推進を要請している。しかしながら、地方自治体においては、行財政改革の推進や財政状況の厳しさにより、財政運営は年々厳しくなっている。

本市は、財務会計を始め、各システムを調達・運用してきたが、国が構築したシステムや県内団体で共同調達したシステムへの連携が必要であることや限られた財源をいかに有効に活用していくかが課題となっている。

(2) 目的

本事業は、より効果的なIT投資を行い情報システムの構築をすることを目的とし、電子自治体の取り組みの中においても中核的なシステムとして位置付けられている。

現行のサービスレベルを維持することを大前提に、本事業の効率化、電算コストの削減、今後の電子自治体化への対応や住民サービスの向上などを実現する。

(3) 具体的な目標

ア 信頼性の確保・利便性の向上と本事業の効率化

Web方式、アプリケーションの仮想化、OSの仮想化等の最新技術を取り入れ、信頼性に優れたオープン系システムを採用し、操作性と利便性を高めるとともに、パッケージソフトウェアの導入により本事業の標準化・効

率化を進め、法改正等への迅速な対応を可能にする。

イ 電算コストの削減

標準パッケージ機能での本事業運用を基本とし、カスタマイズは必要最小限にすることで運用経費の節減を図る。

4 本事業の基本的な考え方

(1) システムの耐用性、信頼性等の確保

人口8万人規模の自治体において、安定的・効率的に利用可能な最新技術および容量を備え、併せて、信頼性が高くかつ拡張性に優れ、また処理能力の秀でたベンダーのシステムを採用する。

(2) データセンターとの通信回線

データセンターとの通信回線は、LGWAN回線利用を原則とするが、システム構成等によりLGWAN回線が利用できない場合、セキュリティが担保されている専用回線を敷設することができるものとする。

(3) オープン系システムの採用

電算システムの方式は、今後の電子自治体への対応や効率的なシステム連携の実現等を考慮し、オープン系システムを採用する。

(4) データベースの統合

類似データの重複管理の排除とデータの整合性確保のため、可能な限りデータベースを統合する。

(5) 機能の優れたパッケージソフトの導入

過度なカスタマイズを行った結果、運用経費が膨大となったことを反省し、パッケージソフトでの導入を基本とする。この場合、本事業手順をパッケージソフトに合わせる方向で本事業の見直し・再構築を行うこととし、パッケージソフトのカスタマイズ（独自機能の追加）は必要最小限（法令や条例に明確な記載がある場合、外部とのデータ連携が必須である場合や最低限の現行の帳票レイアウトを用いる場合）とする。しかし、前述の項目に該当せずカスタマイズしたい場合については、本事業の優先度、運用や別アプリケーション利用等による代替手段による回避策の検討結果、実施の判定を行うものとする。

5 本事業におけるサービス利用の範囲

区分	本事業システム名
No. 1	職員統合認証基盤（職員ポータルシステム）
No. 2	文書管理システム
No. 3	財務会計システム（契約管理、備品管理を含む）

6 作業内容

(1) スケジュール

スケジュール案を本仕様書、個別仕様書等を参考に提案すること。主な内容は以下を想定している。詳細については別途協議の上、決定する。

・構築

- ① 基本設計 ② 詳細設計 ③ システム開発 ④ 単体テスト
- ⑤ 連携テスト ⑥ 機器設置工事 ⑦ 総合テスト ⑧ データ構築
- ⑨ データ確認 ⑩ 操作研修 ⑪ 稼動（仮運用） ⑫ 稼動（本稼動）

(2) スケジュール策定の留意点

スケジュールの策定に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・本事業の着手は、決定通知日以降速やかに実施すること。
- ・移行に伴う関連部門職員の負担軽減のため、業務の繁忙期を考慮すること。
- ・データ移行期間は、データ精度を確保できるよう、十分なチェックが可能な期間を確保すること。
- ・職員への操作研修は、システム毎に実施し、操作に習熟するための期間を十分に確保すること。
- ・工程及び作業名ごとに本市との役割分担を明確にすること。

(3) サービス利用に係る支援作業

・サービス利用及び障害等のヘルプデスク

サービス利用開始時より、各システムの担当者からの問い合わせを受け付け、回答をすること。また、碧南市に設置している機器を除き、システム障害が発生した場合は、速やかに原因を特定し報告すること。

・計画停止等サービス保守の連絡・報告

データセンターで実施されるハードウェアやOSを含めたソフトウェアの更新については、スケジュールを立案し、碧南市の了解を得ること。また、システム更新については、変更部分の説明を各システムの担当者へ行うこと。

・システム監査等の支援

職員あるいは委託業者による情報システム監査を実施することがあるた

め、監査対象となった場合については、碧南市が要求する資料を提供すること。なお、データセンターが、非公開とすべき資料がある場合については、この限りではない。

- ・ 障害の発生及び復旧の通知

システムの停止を伴う障害が発生した場合については、碧南市に報告するとともに、直ちに復旧作業を実施すること。なお、復旧予定時間の報告を必ず行い、復旧完了の際については、碧南市に対して動作確認を求めること。ただし、復旧完了が深夜に及ぶ場合については、原則翌日の動作確認とする。

- ・ 法改正等に係る説明・調整作業

システムに対して、法改正等のシステムの更新が発生した場合については、作業前に碧南市に対して説明を実施すること。説明後、システム停止を伴う場合については、システム停止の日程調整を行うこと。ただし、システム停止を行わなくてもよい場合については、日程調整は不要とする。

- ・ その他、サービス利用に必要な作業

機器の故障が発生した場合、碧南市への報告を行うこと共に、作業を開始すること。なお、機器の部品等の調達に時間がかかる場合については、バックアップ用等稼働環境とは異なる環境へ一時的にシステムを移行し、完了後稼働環境へ戻すという作業でも可とする。

7 利用開始支援に係る納品物等

(1) 納品物

納品物については以下のとおり。

- ・ 完成図書等
- ・ 運用マニュアル（財政部局、契約部局、文書部局、会計部局向けのマニュアルとし、各部局が行う処理について、わかりやすいものであること。）
- ・ 管理マニュアル（システム部局用）
- ・ 操作マニュアル（一般利用者）
- ・ 運用管理要領
- ・ 運用実施計画書
- ・ 運用・保守内容結果報告書（様式）
- ・ 計画停止作業計画書（様式）
- ・ 計画停止作業報告書（様式）
- ・ 会議議事録

下表の書類（電子による提出。媒体による提供やファイル転送サービス等を用いても可）を納品すること。また、マニュアル類については、碧南市で加筆修正することがあるため、PDFではなく、Office2019以降で扱えるファイル形式であること。

なお、作成に当たっては、記載内容等について本市と協議の上、決定すること。

委託本事業	工程	提出書類
基本設計、ネットワークに関する本事業 ※該当する場合	現場調査、構築計画	プロジェクト計画書
	基本設計	基本設計書
	詳細設計	詳細設計書
	ネットワーク配線	配線図
	工事及び試験	施工計画書／作業通知書等 総合試験計画書／試験成績書
システム移行に伴うデータ変換に関する本事業	移行対象データの分析	データ変換手順書
	新規データへの変換	データ変換報告書／データ移行設計書／データ移行結果報告書
	データ移行設計	
	新規データのチェック	
システム保守及び運用に関する本事業	操作研修	操作マニュアル 研修資料
	故障対応	故障報告書
	データベースの世代管理	管理表
	ソフトウェアの世代管理	管理表
	利用促進	利用者サポート状況報告書 定期研修計画書

(2) 納期

各納品物の納期については、別途協議の上決定する。

(3) 納品場所

納品場所は、企画政策課デジタル推進室デジタル推進係（市役所地下1階）を基本とする。

8 本事業サービス要件

(1) 本事業要件

個別仕様書に記載のとおり

(2) 出力物要件

個別仕様書に記載のとおり。

既存の複合機およびプリンタに出力する帳票については、碧南市の環境において印字テストを実施すること。歳入で利用する納付書については、専

用紙を用いるため、位置あわせをしっかりと行うこと。機器により微調整が必要な場合については、設定を変更してもよいが、プリンタ設定マニュアルに記載すること。

(3) 外部インタフェース要件

- ・財務会計システム及び備品管理システムと公会計システムとの連携については、個別仕様書に記載している公会計システムのファイルレイアウト、データ項目、コード体系等に準拠すること。
- ・契約管理システムでは、あいち電子自治体推進協議会のCALS/EC及び電子調達システムと連携できること。連携に係るファイルレイアウト、データ項目、コード体系等については、既存のシステムの仕様に準拠すること。また、あいち電子自治体推進協議会のシステム更新が予定されているため、データ連携については、協議を行うこと。
- ・OCR等データ変換システムから出力されるデータ取込みレイアウトについては、別添の資料のとおり。
- ・各種税及び料金の口座引落に関し、財務会計システムに取込むファイルレイアウトは全国銀行協会統一フォーマットとする。
- ・財務会計システムでデータを取り込む上記2つのフォーマットについて、提案するシステムで直接取込みができない場合は、受託者の責任においてフォーマット変換機能を構築し、財務会計システムに取込めるようにすること。
- ・監査等に利用するファイル出力フォーマットについては、別添資料のとおりとする。
- ・人事給与システムから出力されるデータの取込みフォーマットについては、別添資料のとおりとする。
- ・その他、必要に応じてデータ抽出を行うことがあるため、EUC機能を有すること。また、当該機能の利用に必要なデータ構成、項目定義、コード体系等の情報を提供すること。
- ・上記連携要件を満たすために必要な設定、変換機能の構築、試験及び調整にかかる費用は、本業務の契約金額に含むものとする。

(4) 本事業パッケージ要件

原則として、表示は日本語で行うこと。また、システム構築に必要な要件は下記のとおりとする。

ア システム前提条件

- ・新規システムは、人口8万人規模の自治体で対応でき、導入後5年間は安定した利用ができること。
- ・新規システムは、全国で共通的に必要とされる機能が含まれているこ

と。なお、パッケージに含まれない等の理由による場合については、システム連携及び運用・保守ができることを条件として、他パッケージまたは独自開発も可能とする。

- ・稼動時点での法律、条例、規則等がシステムに反映されていること。
また法改正等へ柔軟かつ、迅速に対応可能であること。

- ・システムの稼動までに、国・県の法令改正等に伴い、新規にシステム開発が必要になった場合、あるいは改修が必要になった場合については、その費用はすべてシステム構築費に含み、別途追加費用を必要としないこと。

- ・オープン系サーバを利用したWeb方式システムであること。

- ・新規システムでは、管理・利用権限判定を職員認証基盤で行い、シングルサインオンを実現するとともに、システム利用者のディスプレイ上にはシングルサインオンで利用可能な業務のみを表示することが望ましい。

- ・個別システム間の効率的な資源配分、連携が実現されており、システム間の干渉がないこと。

- ・新規システムに関し、構築業者が指定しないパソコン、シンククライアントやプリンタ等の機器であっても動作等を保証すること。

- ・クライアントに個人情報等のデータが残らないシステムであること。

イ システム基本条件

- ・個々のハードウェア、ソフトウェア等は製品として十分に検証・確認されたものであり、安定して動作すること。

- ・システムを構成するハードウェア、ソフトウェア等はシステム全体としてセキュリティ対策や災害に対する対策を十分に考慮したシステムであること。

- ・データベースサーバのバックアップを毎日行い、非常時のシステム環境回復、データ復元に備えること。当該バックアップについては、自動化により職員の負荷を軽減する仕組みを有すること。また、データベースサーバを除くサーバについては、セキュリティパッチの適用やシステムのオーバーライト等のタイミングでバッチ処理またはスケジュール処理にてバックアップを取得するようにすること。

- ・システム障害、機器障害、ネットワーク障害等により、本事業に影響を及ぼさない対策（ハードウェアの冗長化を含む）を講じること。

- ・職員の本事業利用権限は、原則、碧南市情報システム担当者が出力する所属コード、職員コード等を利用し、CSV ファイルにて人事異動等のメンテナンスが実施できること。また、GUI によるユーザ登録情報の追加、変

更、権限設定・変更ができること。

- ・バッチ処理がある場合は、システム運用に耐えうる時間内で終了すること。また、オンラインレスポンスは、本事業上支障のない性能を保証すること。バッチ専用サーバの設置等により、バッチ、オンラインともストレスを感じないレスポンスを保証すること。

- ・国・県等への報告帳票及びデータ抽出については、すべてバッチプログラム若しくはデータ抽出ツールを用意し、職員によるデータの加工、転記などできるだけ必要ないものとする。

- ・バッチ処理がある場合、全ての本事業のバッチジョブは職員統合認証基盤のバッチ処理メニューに登録され、オンラインバッチ・夜間バッチの区分及びジョブスケジュールの登録等を任意に行えること。

- ・データ抽出ツールを用いた、データ出力機能を含めること。

- ・現在のクライアント端末は、Windows11を使用しているが、今後はWindows 11以降のパソコンならびにシンクライアント上で本事業のシステム及び既存システムと共用するものもあるので、既存システムの稼働に影響を及ぼさないよう十分に注意すること。

- ・現行本事業を妨げることなく、既存システムから新規システムへの移行が可能であること。また、その場合、各本事業の作業スケジュールを考慮した計画であること。

- ・将来の拡張や組織の改編も考慮に入れ、それらに柔軟に対応可能で、かつ、拡張性に優れたシステムであること。

- ・新規システムのユーザ管理、利用者対応、データ管理、トラブル解消などの運用サポート業務として、システム導入後1週間程度はシステム納入候補会社のシステムに精通したSE担当者を少なくとも1名常駐させること。ただし、システムが安定するまでは適宜増員で対応すること。なお、負担（常駐分）についてはシステム構築業者が請負うものとする。

- ・個人情報保護に対応するため、情報を閲覧できる権限を所属および操作員ごとに設定できること。

- ・保守について、開庁時間中必ず対応する体制を確保し、市の行うサービスに影響を及ぼさないこと。

- ・財務会計で出力する帳票で、監査資料として用いるものについては、Access等を用いてもよいが、できるだけシステムから出力できること。

ウ アプリケーション機能

システムを提案する上での前提条件を別添の「個別仕様書」に示す。

(ア) 個別仕様書における注意事項

- ・個別仕様書に記載されていない本事業アプリケーションの機能に関しても、全国の自治体で標準的に必要となる機能に関してはパッケージに含まれるものとする。

- ・パッケージ仕様を基本とし、カスタマイズは極力実施しない方針ではあるが、カスタマイズが必要な機能（具体的には対応可否で「×」となった機能）に関しては、実施の有無を含め実現方法等を構築段階で詳細に検討する。

(イ) その他留意点

- ・オンラインの利用時間については、原則として7時から22時までとする。ただし、特別な理由により利用時間を変更できるものであること。

- ・バッチ処理がある場合、バッチ処理については一部例外を除き業務稼働中でも実行可能とすること。

エ 法制度改正対応

法制度改正等の対応は、本事業の範囲内で行い、特別な対応費用が発生しないこと。但し、大規模法制度改正はこの限りではない。なお、本事業で搭載される機能は全て法制度改正等の対応に含める。

※ ここでいう「大規模法制度改正」とは、法制度の新設あるいは抜本的な改正に伴い、通常のバージョンアップでは更新が実施できない程度の大幅な変更が必要であると合理的に判断される場合、及び全国的に補助金・交付金等が支給される改正に限ることとする。

(5) 作業要件

ア 基本設計、ハードウェア及びソフトウェアの調達及び工事に関する本事業は、システムの基本設計書の作成とともに、必要なハードウェア及びソフトウェアの調達～工事を行う本事業である。主な本事業内容は、下表のとおり。

工程名	工程内容
現場調査及び構築計画	既存機器やデータの活用に向けた現場調査の実施、構築プロジェクト計画書の策定等
基本設計	基本設計（ハードウェア・ソフトウェアの調達～工事～保守・運用に伴う設計）
詳細設計	ハードウェアの詳細設計、ソフトウェア（カスタマイズ含む）の機能設計
データ移行設計	データ変換方法・変換範囲・データ移行手順等の機能設計
総合試験計画	総合試験計画書・試験評価項目の作成

各種マニュアル作成	利用者基本操作マニュアル、障害対応マニュアル、運用管理マニュアル、バックアップマニュアル
ハードウェア及びソフトウェアの調達	基本設計及び詳細設計にて指定されたハードウェア及びソフトウェアの調達
工事	ハードウェアの設置・配線・試験、ソフトウェアのカスタマイズ及びセットアップ・試験
データの初期構築	新規システムへの運用開始データ構築
総合試験	過負荷試験を含めた試験実施、総合試験成績書の作成
操作研修	システム管理者、利用者を対象とした操作研修
データベース構成	構成図、表構成、コード表、リンク対照表等の資料

イ システム移行に伴うデータ変換に関する本事業

本事業は、既存システムより取得した移行対象データを新規システムのデータとして活用できるようにデータ変換する本事業である。なお、規則等によって保存年限が定められているデータは、すべて新システムに移行すること。主な本事業内容は、下表のとおり。

工程名	工程内容
移行対象データの分析	移行対象データの抽出及び内容分析
データへの変換	変換ツール等による新規データの作成
新規データのチェック	新規（変換後）データの不整合チェック・修正

ウ システム保守及び運用に関する本事業

本事業は、基本設計に基づきシステム稼働後の円滑な運用、故障防止対策実施や性能品質を維持するための日常的なシステム管理本事業である。主な本事業内容は、下表のとおり。

工程名	工程内容
定期点検	ハードウェア及びソフトウェアの定期点検・報告
故障対応	故障時の回復措置及び原因調査・報告
データベースの世代管理	バックアップデータの確保と世代管理
ソフトウェアの世代管理	ソフトウェアのバージョンアップと世代管理
利用促進・運用支援	ヘルプデスク、定期研修

9 規模要件

(1) クライアント端末・プリンタ・その他周辺機器

・利用端末

既存の Windows11 が稼働している端末や WindowsServer2019 で RDS を用いたサーバからシステムが利用できること。

・プリンタ

帳票を印刷するための複合機、プリンタについては、既存の機器から出力できること。

・その他周辺機器

バーコードリーダーについては、提案システムで稼働実績がある製品を調達すること。

(2) 拠点（サービスを利用する拠点）

碧南市内にある公共施設と本庁舎とを結ぶ施設で利用ができること。各施設との回線は 20Mbps 以上のベストエフォートである。なお、小中学校は、インターネット回線を利用した VPN 装置を経由してシステムを利用している。なお、VPN 装置は、本庁舎に設置している。

(3) データ件数

（財務会計）（令和 7 年度分。削除データを含む）

歳入伝票	33,601
支出伝票	35,237
債権者数	18,097
債権者登録口座数	15,295

（文書管理）（令和 7 年度分。削除データを含む）

簿冊件数	18,539
文書分類	4,762
文書件数（発意起案のみ）	35,970
（参考）電子化率	87.1%

（契約管理）（令和 7 年度分。削除データを含む）

業者登録数（CALS/EC）	2,086
業者業種登録数（CALS/EC）	10,475
業者登録数（物品等）	4,636
業者業種登録数（物品等）	77,464
契約データ登録数	1,147

（備品管理）（令和 8 年 6 月末現在。不要決定済データを含む）

備品数	73,100
-----	--------

10 信頼性等要件

(1) 信頼性要件

ア サービスにおける信頼性

ハードウェア等を冗長化構成とするなど、サーバ等のハードウェア、ネットワークに起因する障害等が発生しても、業務に影響を及ぼさないような構成とすること。

サーバ台数や OS・CPU・メモリ・ディスク容量等のスペックは、碧南市の人口規模や各要件等を配慮し、業務が円滑に遂行できる程度のものとすること。

イ データ等格納サーバおよびその設置場所等に係る信頼性

(ア) データ等格納サーバを設置するデータセンターは、日本国内に所在すること。

(イ) 使用するデータセンターは、日本データセンター協会（JDCC）が定めるファシリティ基準においてティア 3（Tier3）以上であること。

(ウ) 個人情報の保護及び情報セキュリティをより強固に担保するため、使用するデータセンターの運用事業者は ISMS（ISO/IEC 27001）認証を取得していること。

(2) 拡張性要件

現段階では、これ以上のサービスの拡張性を考慮してはいないが、将来的に規模が拡大した場合に対応できること。また、電子決裁機能により保存容量が増加することも想定されるため、それに対応できること。

(3) 上位互換性要件

サービス利用開始当初の OS、ミドルウェア等のバージョンに係るサポート期間がサービス利用期間中に終了した際には、新たなバージョンに迅速かつ円滑に対応し、移行すること。

また、そのために、サービス利用期間中において、問題なくサポートを受けられる製品を選択すること。

1.1 サービスレベル

7時から22時までシステムが利用できること（計画停止を除く。ただし、土日祝祭日については、17時15分まで利用することができること。）。メンテナンス等システム停止については、その時間の範囲外で行うこととする。

回線業者によるネットワーク回線の停止が発生する場合についても前記と同様とする。

基本的なサービスレベル（SLA）は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	保証値
サーバ可用性	サーバ使用時の可用性	99%以上
障害回復時間	ハードウェア障害発生時の障害回復までの時間	2 時間以内
障害通知時間	データセンター内の通信障害発生後の障害回復までの時間	20分以内
ネットワーク可用性	データセンター内のネットワーク可用性	99%以上

一般問い合わせ	一般的な問い合わせ可能時間帯	平日9時から18時
障害問い合わせ	障害発生時の問い合わせ可能時間帯	24時間365日

1 2 情報セキュリティ要件

(1) 権限要件

稼働するシステムについては、マイナンバー等機密情報が含まれているため、アクセスする権限を厳密に行うものとする。

システム保守要員については、原則、機密情報のアクセスはできないものとする。ただし、保守メンテナンス等で碧南市が必要と認めた場合については、この限りではない。

(2) 情報セキュリティ対策

データセンターについては、データセンターが定めたセキュリティポリシーを順守するものとする。ただし、データセンターのセキュリティポリシーが碧南市の認定するセキュリティレベルに達していない場合については、データセンターはそのレベルまでセキュリティレベルを上げなければならないものとする。

1 3 テスト要件

(1) テストに当たっては、事前に「テスト計画書」を作成・提出し、碧南市の了承を得たうえで実施すること。また、結果を「テスト実施結果報告書」として纏め、提出すること。

(2) 本市が、テスト結果から提供するサービスが本事業仕様に適合しないと認めるときは、速やかに提供するサービスの見直しを行うこと。

(3) サービスの利用開始前に十分なテスト期間を確保し、信頼性の確認を行うこと。

(4) 利用開始後であっても、テスト不足と合理的に認められる場合には、必要なテストを実施すること。また、その結果、サービスが本事業仕様に適合しない事実が発見されたときは、速やかに、サービスの見直しを行うこと。但し、サービスの見直しにあたっては、稼働中のサービスの運用に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。

1 4 移行要件

(1) システム移行要件

ア 移行のリハーサルにあたっては、事前に「システム移行計画書」を作成・提出し、碧南市の了承を得たうえで実施すること。

イ 移行に伴う現行システムの停止可能時間は、原則、時間外とするが、日

- 中に実施する場合については、全職員に通知する必要があるため、スケジュールを組み停止時間を協議すること。
- ウ システムの設備・機器は、本事業で新設するため、現行システムの設備・機器は移行しない。
- エ 移行のリハーサル範囲は、全ての正常ケースとすること
- オ 移行のリハーサルにおいては、本番データを使用し、1回以上実施すること。
- カ 移行のリハーサルにおいては、外部連携リハーサルも実施すること。
- キ 移行中のトラブル発生に備えて、トラブル発生時の対応体制と対応プランを策定すること。

(2) データ移行要件

ア データ移行基本機能

- ・既存システムから抽出された移行用データ、既存ベンダーが提示するファイルレイアウトに基づくデータ又は総務省が定める中間標準レイアウトに準拠したデータを、新規システムに取り込み可能な形式に変換・編集し、新規システムへ移行すること。

移行に当たり、データ項目の過不足、データ形式の差異、文字コードの差異、コード体系の差異、桁数又は属性の差異等が判明した場合は、本市と協議の上、移行方針を決定し、必要な対応を行うこと。

なお、移行方法において、データ入力、パンチング、補完入力、データ変換等の作業が必要となる場合は、当該作業に係る費用を本業務の契約金額に含むものとする。

- ・既存システムのデータを外字も含めて新規システムの文字コード形式に変換すること。

- ・変換したデータが、システム上で正常動作するためのデータチェック、項目間チェック、テーブル間チェックを実施すること。

- ・チェック済みのデータを新規システムにコンバートすること。

イ データ移行に関する前提条件

- ・個別仕様書に示す機能が正常に動作するために必要なデータを、新規システムに移行すること。

- ・既存システムのデータは基本的にすべて新規システムに移行すること。なお、既存ベンダーから別ベンダーに移行する場合については、別ベンダーが必要とするファイルを移行対象とする。また、文書管理システムで廃棄年度経過フォルダがある場合については、システム担当者との協議するものとする。

- ・安全かつ確実な移行を行うとともに、職員の負荷をできるだけ軽減

すること。

- ・データが正確に移行できているか、漏れがないか、システム運用に
適応できているかなど、徹底した検証を行うこと。データ移行の実施
結果及び検証結果を報告すること。

- ・データが正確に移行できているかどうか、2名以上の担当課職員に
よるデータチェックを実施すること。その際、チェックしたデータ及
びチェックした職員名を上記の報告書に明記すること。

- ・本システムの更新又は更改時において、次期システムへの円滑なデ
ータ移行を可能とするため、総務省が定める中間標準レイアウトが存
在する場合は、当該レイアウトに準拠した形式でデータを出力できる
こと。

また、中間標準レイアウトが存在しない場合又は中間標準レイアウト
では移行対象データを網羅できない場合は、移行に必要なデータ項
目、データレイアウト、各種コード表、項目定義書及び文字コードを
含むファイル仕様を提供するとともに、CSV等の汎用的な形式でデータ
を出力できること。

なお、上記機能を用いて実施可能なデータ出力及び仕様情報の提供に
ついては、追加費用を要しないこと。

(3) 教育に係る要件

ア 令和9年8月に当初予算要求入力方法の研修会を実施すること。

イ 令和10年3月までに令和10年度予算執行等の操作研修会を実施するこ
と。

ウ 文書管理、備品管理及び契約管理については、上記の研修に含めて行
うこと。

エ 市内小中学校の事務担当者向けの予算執行の操作研修を実施するこ
と。

オ 契約管理については、検査関係の研修を別途実施すること。

カ 予算要求入力の研修については、2時間程度計6回実施すること。

キ 予算執行の操作研修については、3時間程度計8回実施すること。

ク 契約関係の操作研修については、2時間程度計6回実施すること。

ケ 検査関係の操作研修については、1時間程度計4回実施すること。

コ 小中学校の事務担当者向けの操作研修については、令和10年3月に2
時間程度計4回実施すること。

1.5 運用・保守要件

(1) 提供されるサービスを運営するサーバの死活状態、エラー発生状況、

- リソース（CPU、メモリー等）、性能（負荷）について監視すること。
- (2) 提供されるサービス及び本事業毎に運用にかかるスケジュールを管理でき、通常自動で運転できること。
- (3) 土日開庁に対応できること。
- (4) システム運用状況の確認、問題点の共有化及び解決策の検討を図り、碧南市と受託本事業者が共通の問題意識を持って課題に対応するため、これらの情報共有を定期的に行うこと。
- (5) 受託本事業者の責任と費用負担において、運用保守期間中、担当職員からの問い合わせ等に対して回答を行うなど、ヘルプデスクを設置し担当職員を支援すること。
- (6) サービス利用開始後においても、運用環境とは別にテスト環境を用意すること。
- (7) バックアップデータは、ユーザエラー（管理者の作業ミスなど）によって発生したデータ損失等に利用する。
- (8) バックアップは日次で取得すること。
- (9) バックアップの保存期間は1週間とすること。
- (10) 過年度データの保管期間は、下記の表のとおりとする。

システム名	保存年限
財務会計システム	発生した年度の翌年度から起算し、5年度分
契約管理システム	発生した年度の翌年度から起算し、10年度分
文書管理システム	文書管理規程によるが、発生した年度の翌年度から起算し、最大20年度分

1 6 作業体制及び方法

(1) 構築体制

構築を円滑かつ効果的に遂行するためには、住民サービスへの影響に細心の注意を払い、企画政策課及び利用課をはじめとする関係者による協力体制の確立が必要と考えている。主旨を理解し、本市との役割を明確にした万全の構築体制を確立すること。

(2) 保守・運用体制

新規システム稼動後の運用は、安定稼動を維持するために日常的な保守業務、操作マニュアル等の関連資料管理及びシステム管理をする必要がある。

上記の主旨を理解し、本市との役割を明確にした万全の保守・運用体制を確立すること。

(3) 体制検討上の留意事項

- ・構築及び保守・運用について、円滑な本事業遂行が実現可能な体制を作り、その進捗管理や品質管理等プロジェクト運営管理の手法についても明確にすること。
- ・プロジェクトマネージャを配置するとともに、本事業のプロジェクト体制の連絡窓口を明確にすること。
- ・本事業のプロジェクトに関わるメンバー構成については、高い技術力と豊富な経験を有する技術者を配置すること。
- ・本市の連絡窓口は企画政策課とし、本市への各種連絡・報告は、必ず連絡窓口を通して実施すること。
- ・碧南市が定める問合せ・指示書に基づかない連絡（電話、FAX、電子メール、口頭等）によるカスタマイズ要求・改善要求等については、連絡窓口へ確認の連絡を行うこと。

(4) 会議計画

- ・2ヶ月1回程度進捗会議を行い、課題等の共有化を図ること。
- ・突発的な問題については、適宜検討会議を行い、早期解決に努めること。
- ・各工程完了時に工程完了報告会議を行い、次工程への着手承認を得ること。

1.7 特記事項

(1) 関連法規

関連法規、本市条例及び碧南市情報処理の運営及び情報セキュリティに関する規程等を遵守すること。

(2) 権利著作権

知的所有権に関わる事項に関し本市用カスタマイズ部分については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含め、すべての著作権及び本事業履行過程で生じたノウハウ（営業秘密）は本市に帰属するものとする。ただし、カスタマイズ部分について他市町村で利用する場合、その部分の適用作業費を除くカスタマイズ費用を無償とすること。前記に定めた以外の事項については、別途協議の上、決定する。

(3) 守秘義務

本事業において知り得た情報（既知の情報を除く）は本事業の目的以外に使用してはならず、かつ第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、個人情報保護については、碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を適用する。さらに、データ移行等個人情報を外部記録媒体へ保存する場合やデータセ

ンターヘデータを登録する作業で保存する場合のみ本市の承諾を得るとともに盗難防止等セキュリティが担保されている運送方法で送付すること。それを除く作業での外部記録媒体への書き込み及び持ち出しは禁止する。

(4) 契約不適合責任

新規システムが契約の内容に適合しないことが本稼働後に発見された場合、構築事業者は無償で修補等の是正措置を行うこと。なお、構築事業者が契約不適合責任を負う期間は、システムの検収完了後1年間とする。

(5) 費用負担等

主な費用負担範囲は、以下のとおり。なお、詳細な責任範囲の内容については、別途協議の上、決定する。

・事務環境

本事業実施における、机、椅子、書架、電話、OA機器等の事務環境は構築事業者がすべて準備すること。ただし、市役所内で指定する作業場所において、作業を行う場合については、市役所に設置してある机、椅子、OA機器（パソコンを除く）、電源等を利用してよい。また、市役所内へパソコンを持ち込み作業する場合については、企画政策課と協議すること。

・人件費・諸手当等

本事業の遂行に当たり必要となる構築事業者のすべての人件費、出張旅費、諸手当等の費用は、すべて本事業の金額に含まれるものとする。

・消耗品

本市との打合わせをはじめとする各種会議等で使用する印刷物作成、成果物の納品にかかわる電子媒体等、研修等で使用するテキスト作成等に要する消耗品の費用は、すべて本事業の金額に含まれるものとする。また、本市が所有するプリンタにおいて資料等を出力する場合については、消耗品として必要な用紙を事前に準備し、それを利用すること。

・通信運搬費

本市との連絡調整に必要となる電話・郵便等の通信運搬費は、構築事業者から本市に向け発信、発送したものについてはすべて本事業の金額に含まれるものとする。

(6) その他

- ・国や県の情報化動向等を踏まえた上で、将来においても必要かつ有用と考えられるシステムを構築すること。
- ・他市町村の先行事例等の情報をもとに、安全かつ確実に職員の負荷が極力軽減されるよう、機能の充実やスムーズなデータ移行を行うこと。
- ・その他、本仕様書、個別仕様書に記載のない事項に関し、必要と思われる

るものは別途協議の上、決定するものとする。